

とくそくじょう  
督促状

会社で集めて払う、従業員の住民税を期限までに払わなかった場合に届く手紙です。これが届いたら、急いで払ってください。払わないまましていると、会社や取引先に調査が入ったり、預金などの財産が差し押さえられることがあります。  
なお、この督促状では払えません。払うための紙を先に送っていますので、それで払ってください。

【オモテ】

① 電話での問い合わせの時には、この番号を伝えてください。  
※日本語のみ対応できます。

② 期限を過ぎている税金の額です。

### 督促状

特別徴収義務者

次の金額が未納になっておりますので、至急納入してください。

この督促状は、年 月 日現在で納入を確認できなかった方について作成していますが、金融機関等に納入されてから本市で確認できるまでに日数を必要とします。

既に納入されている場合は行き違いですので、ご了承ください。

※この督促状では納入できませんのでご注意ください。さきにお送りした市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）の納入書にて（金額に変更がある場合は修正して）納入してください。

さい	いた	ま	市	
				市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）
				指定番号
				税額 円
				納期限
				延滞金 法律により計算した金額

発行日

※令和6年5月分以前は、「市民税・県民税・森林環境税」とあるところは、「市民税・県民税」と読み替えます。

**お問い合わせ先** ※お問い合わせの際は「指定番号」をお知らせください。

お問い合わせ内容	担当課	電話番号・FAX番号
納入等のご相談に関する事	北都市税事務所 納税課 法人納税係	TEL 048-646-3043 FAX 048-646-3121
過誤納に係る還付・充当等に関する事	北都市税事務所 納税調査課 口座・還付係	TEL 048-646-3048 FAX 048-646-3121
従業員の確認及び異動届出書、課税内容に関する事	北都市税事務所 法人課税課 特別徴収係	TEL 048-646-3271 FAX 048-646-3164

●お問い合わせ前に「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」をご確認ください。

●市ホームページ（検索フォーム(Q.市県民税特別徴収)）で各種届出様式のダウンロード、よくあるご質問をご案内しています。

**教 示**

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができますが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

料  
郵 便 /

期限までに払うのが難しい場合の相談先です。

多く払ってしまった場合の相談先です。

従業員が変わった時の手続きや、税金の額の計算方法を確認する場合の問合せ先です。

●本面の左側に「お問い合わせ先」のご案内があります。ここからゆっくりとはがしてください。オモテ・ウラの2回開けてください。

# 【ウラ】

## 【滞納処分】

払わないまましていると、会社や家に調査が入ったり、給与や貯金、土地や自動車などの財産が差し押さえられることがあります。

### 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

### 延滞金

納期限の翌日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。  
\*延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。  
\*延滞金は納付した日に応じて計算されます。納付した日によっては別途延滞金の納付が必要となる場合があります。

払うことができる場所です。増えたり減ったりするので、最新の情報を確認してください。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/018/002/p005312.html>

### 納入場所 (令和7年4月1日現在)

- ◎さいたま市指定金融機関 埼玉りそな銀行
- ◎さいたま市指定代理金融機関 武蔵野銀行
- ◎さいたま市収納代理金融機関(50音順)
 

青木信用金庫	足利銀行	あすか信用組合
SBI新生銀行	川口信用金庫	きらぼし銀行
きらやか銀行	群馬銀行	埼玉縣信用金庫
さいたま農業協同組合	城北信用金庫	巢鴨信用金庫
大光銀行	第四北越銀行	中央労働金庫
東京信用金庫	東京スター銀行	東和銀行
栃木銀行	南彩農業協同組合	飯能信用金庫
東日本銀行	福島銀行	みずほ銀行
三井住友銀行	三菱UFJ銀行	山形銀行
りそな銀行		
- ◎さいたま市各区役所内金融機関派出处、各支所、各市民の窓口

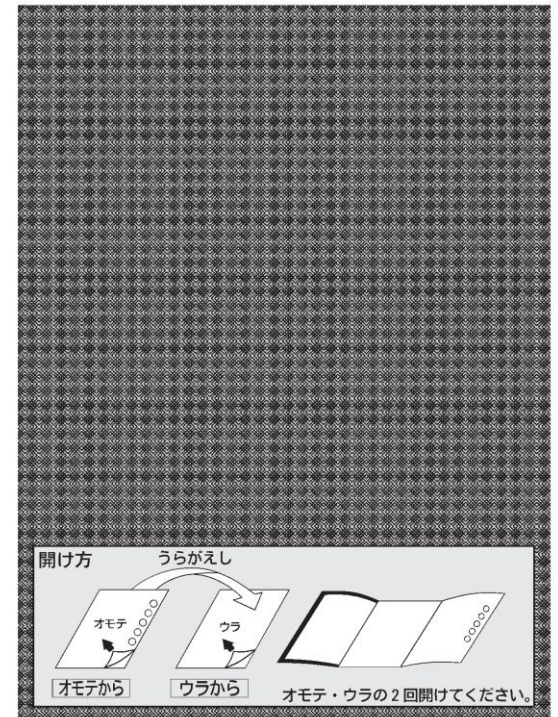
\*納入場所は一部変更となる場合がありますので、ご了承ください。  
\*ゆうちょ銀行又は郵便局では、納付できません。

納入できない事情がある場合は、申請により猶予が認められることがありますので、ご相談ください。

## 【延滞金】

税金を払うのが遅れた人は、税金のほかに延滞金を払わなければなりません。

郵便番号



ご案内は内側にあります。  
矢印方向に開いてご覧ください。裏面にもご案内がありますので同様に右下から開けてご覧ください。